

大学文書館とは何か

——沿革史との関係から考える——

西山 伸

はじめに

近年、日本の大学では沿革史が多数刊行されるようになってきている。そしてそれは、単に量的に増加しているだけでなく、質的な変化、すなわち学術的観点から編集されるものが多くなりつつあるという変化も伴っている。一方、それぞれの大学あるいは大学の歴史に関する諸資料を収集・整理・公開・調査研究することを目的とする大学文書館（大学アーカイヴズ）が、一部の大規模大学が中心とはいえ、広がりを見せつつある。両者の関係については、これまでも取り上げられてきているが、ここ数年の研究成果や大学文書館そのものの動向、さらには乏しいながらも筆者の経験してきたことも踏まえながら、本稿で改めて簡単な整理を行ってみたい。

1 近年の大学沿革史 —『東京大学百年史』以後—

別稿¹で詳しく述べているが、大学沿革史は1980年代に入ってから刊行数が増加している。それは、一つには沿革史の刊行が歴史のある大学にとどまらずに広がりを見せ始めたこと、もう一つには沿革史そのものの大規模化によるものでもあった。この時期以降、巻数が4巻以上、合計頁数も3,000頁を超える超大規模な沿革史も珍しくなくなってきていた。

こうした沿革史は単に巻数・頁数が多いだけでなく、それらの巻別構成も通史に加えて部局史編、資（史）料編、年表、索引等多様なものが現れていた。部局史編とは、各学部や研究所等の歴史をそれぞれ叙述するものであり、特に旧帝国大学の場合は学部史とはほぼその内部の講座の歴史であり、言い換えれば各大学における学術史を目指したものと位置づけることができる。資（史）料編とは、規則・関係法令や種々の一次資料、さらに諸統計や一覧を収録しており、読者に各大学の歴史について客観的に考えるための基礎的素材—もちろん、資料の選択には編者の主観が入らざるを得ないのだが—の提供を目指したものとされた。巻別構成の多様化は、その大学の歴史に関する様々な角度からの検証を可能にしたのであり、それは同時に学術的観点にもとづく編集が行われるようになったことも示していた。同様に、本文中でも記述の根拠となる出典についての注記が付けられるようになってきたことも、大学沿革史が学術的批判の対象になりうることを自ら示す表れと評価できる。

このような大学沿革史の動向の契機となり、さらに定着させる役割を果たしたのは『東京大学百年史』（全10巻、1984～1987年）であった。同書は、合計12,000頁に及ぶ空前の規模の沿革史であり、特に通史編に3巻、諸データや年表を含めた資料編に3巻を充てたことは、国立大学の沿革史では初めてであった。この分厚い通史記述を支え

1 拙稿「大学沿革史の課題と展望」『日本教育史研究』第26号、2007年。同論文は、筆者も参加して野間教育研究所で続けられている「学校沿革史研究会」における議論に啓発されている部分が多い。同研究会からは、大学・高等学校の沿革史の刊行動向・類型・記載事項・編纂体制等を分析した研究報告が近く刊行される予定である。

2 沿革史編纂に携わっていた委員会等が、収集した資料の保存や積極的活用のため文書館（史料館等名称は様々）の設置を求める例は少なくない。寺崎昌男・別府昭郎・中野実編著『大学史をつくる—沿革史編纂必携—』東信堂、1999年、にはいくつかの大学における文書館設置の提言が収録されている。また、両者の関係を大学史資料の観点から整理した論考に、澤木武美・鈴木秀幸・中野実・日露野好章・松崎彰「大学史編纂と資料の保存—現状と課題—」『記録と史料』第3号、1992年（前掲『大学史をつくる』に再録）がある。さらに、大学アーカイヴズの歴史をたどるなかで沿革史編纂の果たしてきた役割の重要性を説いた論考に、桑尾光太郎・谷本宗生「大学アーカイヴズのあゆみ」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』京都大学学術出版会、2005年、がある。拙稿「大学史の編集と「大学アーカイヴズ」—京都大学の試み—」『神戸大学史紀要』第6号、2005年、でも若干言及している。

3 前掲「大学沿革史の課題と展望」。

たのは豊富な一次資料であるが、その中心に据えられていたのが東大の学内資料、特に事務的業務のなかで作成された各種の公文書類であった。具体的には『評議会記録』『文部省往復』『諸向往復』や各種審議会・委員会の記録等なかには東大創立以前から継続的に作成されてきたものも含まれている⁴。そして東大の場合特徴的なのは、公文書の百年史への利用について百年史編集委員会が当初から自覚的であった⁵だけでなく、事務当局の理解が伴っていたことである。寺崎は次のように記している。

一つは、資料の収集や閲覧・利用について、編集室が大幅な自由を享受したことである。これは、主として本部事務当局や各学部事務局等の理解、元総長御遺族等の文書寄託者の寛容、附属図書館の協力に負うところが大きい。各学部の内規や教授会記録等の部外秘扱の資料については、もちろん編集室は披見を慎んだが、それ以外の記録については、望み得る最高度の閲覧の自由、記述の自由を享受した⁶。

『東京大学百年史』は、こうした資料面でのバックアップを得て、大学沿革史の実証レベルを従前のものに比べて飛躍的に向上させた。その記述は、東大の歴史にとどまらず、近現代日本の高等教育史全般の参考書ともなる内容を備えており、執筆に携わった若手主体の研究者たちの水準の高さを示している⁷。もちろん、学内公文書のみで沿革史が執筆できるわけではない。同書でも、元総長内田祥三の残した戦時期のメモ類や、同じく長与又郎の荒木文政下における日記等、貴重な個人資料も数多く使われているが、やはり全体として記述の骨組みをなしているのは学内公文書であると言って間違いない⁸。なぜならば、学内公文書は大学の組織としての意思を明示するものであり、しかも原則として系統的、継続的に残されてきているものだからである。その時々大学の立場や方向性に対して肯定的であるか否定的であるかを問わず、大学のいわば正史としての沿革史を編集する際に、公文書が最も重要であることは実は自明であったが、全学的支援のもと本格的に活用したのは『東京大学百年史』が最初であったと言える。その意味でも、同書の刊行は日本の大学沿革史の歴史のなかで画期となった。

『東京大学百年史』以後、本格的な沿革史編纂を目指す大学は、どういう形にせよ同書の存在をある程度意識せざるを得なくなってきたと言えよう。例えば、『明治大学百年史』(全4巻、1986～1994年)、『東洋大学百年史』(全8巻、1988～1995年)、『九州大学七十五年史』(全4巻、1989～1992年)、『京都大学百年史』(全7巻、1997～2001年)等の沿革史は、いずれも通史と並んで資(史)料編にも多くの頁を割き、学内資料を中心としたそれぞれの大学の歴史を語る一次資料や諸データを掲載している。また、1999年および2000年に盛んに刊行された国立大学のいわゆる新制大学五十年史も、巻数や頁数は前記の大学沿革史に及ばないが、通史・学部史・資料という構成をとっているものが多い。

このように、近年の大学沿革史においては『東京大学百年史』が提示したモデルを受け継ぐ形で編纂されるものが一つの典型となってきている⁹。こうした流れのなかで、沿革史編纂を単なる記念行事の手みやげ製作や過去を懐

4 寺崎昌男『プロムナード東京大学史』東京大学出版会、1992年、203頁。

5 編集作業の途中であるが、編集委員や編集室員によって「東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究」が行われ、1983年6月に報告がまとめられている(『東京大学史紀要』第5号、1986年、134頁)。そこでは、学内公文書の保存状況が横断的に調査されているが、このような研究が実施されること自体、学内公文書の重要性への自覚の表れであろう。

6 寺崎昌男「百年史編集室とわたくし」『東京大学史紀要』第6号、1987年、58頁。

7 同書の欠点を敢えて一つ挙げるとすれば、通史編と資料編の連関性の薄さ、さらに言えば資料編の使いにくさである。本稿で述べている学内公文書の十分な利用が反映されているのは専ら通史編であると筆者には感じられる。

8 編集委員会内部でどのような議論を経て、学内公文書を最優先に位置づけるようになったのかは必ずしも明示されていないが、おそらく最後の編集委員長として刊行に携わった寺崎が自らの学位論文「近代日本における大学自治制度の成立過程」(1966年、『日本における大学自治制度の成立』として日本評論社から1979年に刊行、2000年に増補版刊行)執筆にあたって、東大の学内資料を駆使した経験に基づいているのではないだろうか。

9 前掲「大学沿革史の課題と展望」でも触れているが、もちろん近年の大学沿革史がすべて『東京大学百年史』を意識して編纂されているわけではない。写真集をはじめとしたヴィジュアル重視の沿革史、在学生を対象にした読みやすい小冊子体の沿革史等、大学の広報機能を積極的に担う多様な形が見られるようになっている。本稿では、後述の大学文書館設置の流れに沿って沿革史編纂を位置づけることを目的としているため、これらの沿革史には言及しな

かしむ作業とするのではなく、「確かに最も本質的な長期の自己点検・評価作業¹⁰」と位置づける主張が生まれ、広がりつつあると言える。そしてそれは、現在も続く「大学改革」の時代に大学の個性化が求められていることと合致しているのである。

2 国立大学大学文書館の成立と展開 ―国立大学を中心に―

一方、「はじめに」で述べたように、一部の大規模国立大学ではあるが大学文書館（大学アーカイヴズ）がここ数年のうちにいくつか設置され、それぞれ独自の活動を展開しつつある¹¹。2000年に京都大学大学文書館（新設）と東北大学史料館（東北大学記念資料室を改編）、2004年に広島大学文書館（新設）と名古屋大学大学文書資料室（名古屋大学大学史料室を改編）、2005年に北海道大学大学文書館（新設）と九州大学大学文書館（九州大学大学史料室を改編）、2006年に大阪大学文書館設置準備室（新設、近い将来の文書館開館を目指す）と続いた。

こうした新設・改編の重要な契機となったのが2001年4月施行の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）であることは間違いない。同法は、言うまでもなく国の行政機関が保有する行政文書を、国民権の理念のもと開示請求に基づき公開することを定めたものであるが、同時にその前提として、同法の施行令において各行政機関に行政文書の厳密な管理を求めている。国の行政機関の一つであった国立大学も当然同法の適用を受けることとなり、各国立大学では文書管理規程を整備するとともに、行政文書の管理簿の作成を行った。情報公開法が対象とするのは、保存期間内の行政文書（現用文書）であるが、保存期間満了後の行政文書（非現用文書）の管理の必要性が、その中で唱えられるようになってきた。文書の作成・収受から現用、非現用へ至る流れを「文書のライフサイクル」と称することがあるが、いわばその最終段階を担う場としての文書館が求められたのである。

筆者の所属する京都大学大学文書館の設置の契機の一つは、『京都大学百年史』編纂終了後の資料保存・利用の問題であり、もう一つは上記の情報公開法であった¹³。他の大学文書館においても、概ね事情は共通している。従って、設置の経緯から考えても、これらの大学文書館にとって、非現用法人文書の適切な管理（公開を含む）が最も重要な業務であることは当然であった。

しかしながら、それぞれの大学文書館においてはそれにとどまらない個性的な、多様な業務を遂行するようになってきている。多種多様な個人資料の収集・整理、自らの大学の歴史に関する展示や教育、資料集や紀要の刊行に表れる調査研究活動、オーラルヒストリーの実施等がとりあえず挙げられる¹⁴。その他にも、例えば名古屋大学大学文書資料室では「半現用」（現用文書のなかで実務上「当面使用しない」文書とされる）法人文書の管理や評価選別も業務として位置づけ、究極的には現用文書も含めた一貫した文書管理体制を目指しており¹⁵、広島大学文書館では個人情報保護の観点から文書管理の一元化を目指すとともに広島という地域性を活かした「平和」への学術的取り組み等が始められている¹⁶。京都大学大学文書館においても、学内公文書を使った「学徒出陣」調査をったほか、オープンキャンパス、ホームカミングデー、職員に対する研修等種々の行事で京大の歴史について話をする機会が急増

かった。

10 寺崎昌男『大学は歴史の思想で変わる』東信堂、2006年、318頁。

11 国立大学文書館の活動については、拙稿「国立大学文書館の現状と課題」『北海道大学大学文書館年報』第1号、2006年、でも言及している。

12 2004年の国立大学法人化後は、同趣旨の「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」の適用を受けることとなり、「行政文書」も「法人文書」と称するようになった。

13 京都大学大学文書館設置の経緯については、拙稿「京都大学大学文書館―設置・現状・課題」『大学アーカイヴズの設立と運営』全国大学史資料協議会、2002年、参照。

14 拙稿「『大学アーカイヴズ』の現状と今後」前掲『日本の大学アーカイヴズ』。

15 山口拓史「名古屋大学大学文書資料室の概要」『大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公開に関する研究』（平成16年度科学研究費補助金研究成果報告書・研究代表西山伸）2005年、参照。

16 小池聖一「国立大学法人化のなかの大学文書館―広島大学文書館の設立とその問題点―」『京都大学大学文書館研究紀要』第3号、2005年、同「広島大学文書館のめざすもの」『広島大学文書館紀要』第7号、2005年、参照。

17 京都大学大学文書館編『京都大学における「学徒出陣」調査研究報告書』2006年。

してきている。

こうした各大学文書館の個性的展開の背景には、法人化に代表されるように国立大学が大きな改革の最中であるにも関わらず、あるいは逆に最中だからこそ、確実な文書・記録の管理とそれに基づいた組織の歴史に対する需要の増大があるものと考えられる。

3 大学沿革史と文書館 —共通点と相違点—

これまで述べてきたことから明らかなように、近年の大学沿革史編纂事業と大学文書館の活動は共通点が多い。どちらも親組織の歴史に関する調査研究と深く関わっていること、その基本には親組織の組織としての営みを示す文書類があること、一方これらの活発化の背景には大学改革のなかでの個性化が求められる状況が存在していると考えられること、などが共通点としてすぐに挙げられる。なかでも、大学文書館と言えば、自らの大学の歴史に関わる諸活動を目的としている機関であるとの認識は強いものがある。展示や「自校史」教育など、現実に大学文書館が行っていて、しかも比較的注目される活動が歴史関係のものであることも、その認識を持たれる原因であろう。そもそも現在の大学文書館自体の多くが、その淵源を直接間接を問わず沿革史編纂組織に遡ることができ、大学文書館の構成員も(筆者もその一人だが)沿革史編纂経験者であることが少なくないことなども、両者の共通性、親近性を示すものと言えよう。さらに言えば、現在の国立大学大学文書館の多くは教員(それも歴史系)の組織となっているが、そういった構成員の「出自」も大学文書館が歴史研究・教育活動を展開する背景に存在しているかもしれない。

しかし、両者の間の相違点も小さなものではない。一般的には沿革史編纂組織は編纂終了までの時限的なものとして設置される。その目的はあくまでも沿革史編纂であり、中長期的視野での資料保存・利用体制の整備は時間的制約もあって行われにくい。時限的組織であるから、資料管理等も仮の体制でしか行えず、まして学内全体の文書管理に目配りすることなどは通常は不可能である。このような組織原理上の差異は、端的に言えばそれぞれの目的の違いから生じるのであって、沿革史編纂組織は歴史編纂・研究の主体であるのに対して、大学文書館は一義的に資料の管理・公開を行っていく組織なのである。例えて言えば、図書館における研究者等の資料利用者と、図書館員との関係に近い。この違いを念頭に置いておかないと、場合によっては肝心の資料保存の点でも問題が起こってしまうことがある¹⁸。

沿革史編纂が学内に自らの歴史や歴史を示す資料への関心と呼び起こすことは間違いないし、繰り返しになるが編纂組織が文書館的機能を持つ組織に改編されることも珍しくない¹⁹。しかし、ある組織が設置されるにあたっての一つの有力な契機が、そのまま当該組織の目的になるわけでは必ずしもない。大学文書館は歴史研究や編纂を主たる目的とした機関ではないことは、改めて確認しておく必要がある²⁰。

4 大学文書館の存在理由と要件 —むすびにかえて—

アーカイヴズの役割を語る際に、最近「記憶」という言葉がよく使われるようになってきている。大濱徹也は大学文

18 小宮山道夫「実際の大学アーカイヴズ考」『近代日本研究』第23巻、2006年、によれば、『広島大学五十年史』編纂着手時に紛失したと結論づけられていた資料ののちになって二十五年史に関わっていた教員の研究室から「発掘」されたことがあったという。小宮山は「大学史編纂は資料の収集と一時的な保存に関しては大きな役割を果たすが、資料の継続的保存にや役立つたないことの証左であろう」と述べた上で「資料にとっては内部利用が最大の敵なのであり、大学史編纂と大学アーカイヴズとは完全に別に設計しなければならないといえよう」と結論づけている。かつて『京都大学百年史』編纂に着手したときに、七十年史で使われた資料が散逸していたという経験を持つ筆者には、実感からも賛成できる議論である。

19 前掲「大学アーカイヴズのあゆみ」。

20 富永一也「われわれのアーカイヴズ」『京都大学大学文書館研究紀要』第2号、2004年、参照。

21 例えば、丑木幸男「アーカイヴズの科学とは」国文学研究資料館史料館編『アーカイヴズの科学』上、柏書房、2003年、12頁には、「組織体の記録史料保存利用施設であるとともに、地域社会の記憶装置としての文書館の役割」とある。

書館への期待を語った講演のなかで、アーカイブズの設置理由として、集積されている組織の記録をもととする組織運営の効率や組織の文化度の向上、組織構成員の権利・特権の保障、組織の機構・機能の保障を挙げた上で「アーカイブズというものは、そのアーカイブズを持っている組織の構成員たちが、その構成員であるという記憶を共有することによって、あらためて、次の時代をどう切り開いていくかということ学ぶ。そのようなことを身につける場が、アーカイブズといわれる一つの大きな世界だと思う。ですからアーカイブズと言われる世界にあるのは、それぞれの組織が持っている記録というものを、体系的に、いかに保存し残していくか、そしてその記録から何を読み取っていくかというのが、アーカイブズに課せられている使命になります。」²²と述べている。

「記憶を共有すること」との位置づけに対する議論の準備は筆者には今はないが、上記の設置理由が、「改革」あるいは「サバイバル」の渦中にある現在の大学に当て嵌まることは比較的容易に想像がつく。社会に対してその存在理由が問われている現在の大学にとって、歴史的根拠（文書、記録）に基づきながら、その責任を果たし、同時に構成員の一体化を図ることのできる場としての文書館は、不可欠な存在になりうるものと言えよう。

ただ、その時に留意しなくてはいけないことは、上記の大濱の発言にもあるが、文書館とはそういった親組織の存在理由を検証し次代をどう作っていくかを考える「場」であるということである。筆者はかつて大学文書館の理念として「現在に至る大学の機関としての営みを表す資料を適切に管理することで、大学内外の研究・教育および大学の管理運営に寄与し、そのことを通じて社会に貢献すること」と提起したことがある²³。現在でも、これについては特に変更の必要はないと考えているが、ここで文書館の基本的機能として位置づけたのは「資料を適切に管理すること」であって、言い換えれば大学が抱えている上記の課題を考えるための素材を提示することである。従って、沿革史編纂のような自らが主体となって歴史を編んでいく作業は、一義的には大学文書館の目的ではない。もとより、「一義的な目的ではない」と「してはいけない」とは同義ではなく、筆者の提案する理念は大学文書館の多様な活動を否定するものでは全くない。しかし、その前提として大学の記録の適切な管理が必須であり、それがそのまま大学文書館の基本的な要件となるのではあるまいか。

大学文書館は、幸い現在少しずつだが拡がりつつある。このようなときこそ、大学文書館とは何をすることで、その基本的要件とは何かを議論しておく必要がある。そうしないと、業務が際限もなく拡大し、結局何をやっているところなのか分からなくなる危険性が生じてくる。筆者も編者の一人として加わった『日本の大学アーカイブズ』は、大学文書館を本格的に取り上げた書としての画期性は有していると思われるが、同書に対するいくつかの書評に共通していたのは、同書を読んでも大学アーカイブズとは何か、が見えてこないという評であった²⁴。大学文書館は、その問いに応える準備をまずは行わなければならないであろう。本稿は、そのためのささやかな作業である。

22 大濱徹也「貌としてのアーカイブズ」『広島大学文書館紀要』第7号、2005年、14頁。

23 前掲「京都大学大学文書館—設置・現状・課題」。

24 神立孝一書評（『アーカイブズ学研究』第5号、2006年）、鎮目良文書評（『京都大学大学文書館研究紀要』第5号、2007年）、山田英明書評（『福島県歴史資料館研究紀要』第29号、2007年）。